

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例に基づく改善命令について

千葉市では、緑区の再生資源物屋外保管事業場の設置者に対して、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（以下「条例」という）に基づく改善命令を発出しましたので、お知らせします。

1 改善命令について

(1) 概要

本件は、条例附則第10項に基づきみなし許可を得て設置された屋外保管事業場の設置者に対して、条例で定める保管基準の違反について、これまで再三に渡り改善指導を行いました。なお改善されない違反があるため、条例第14条第2項に基づき改善命令を発出したものです。

※条例施行（令和3年11月1日）後、改善命令の発出は本件で3例目

(2) 命令内容

条例第7条第1項本文に定める保管基準に違反して保管されている再生資源物の保管方法を保管基準に適合するよう改善すること。

(3) 命令発出日

令和6年5月9日（木）

(4) 履行期限

令和6年6月9日（日）

2 改善命令の対象となった屋外保管事業場の概要

(1) 設置者

緑区辺田町272-1 奥通貿易株式会社 代表取締役 齊 占軍

(2) 設置場所

緑区辺田町272-1 他2筆

(3) 許可年月日

令和3年11月1日みなし許可

3 違反条項

(1) 条例第7条第1項第1号イ

屋外保管の場所の周囲に囲いを設けることなく、屋外保管場でない場所に再生資源物を保管

(2) 条例第7条第1項第2号イ

容器を用いず保管する場合の積み上げ高さ超過

(3) 条例第7条第1項第3号

火災発生・延焼予防措置として規則で定める面積（200㎡）を超過



令和6年4月11日



同左

4 これまでの主な指導経過

- 令和4年11月9日 立入検査に際して現地で指導事項票を交付
- 令和5年8月15日 立入検査に際して現地で指導事項票を交付（2回目）
- 12月15日 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付
- 令和6年2月26日 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（2回目）
- 4月23日 設置者に千葉県行政手続条例に基づく弁明の機会付与通知書を送付

5 今後の対応

引き続き立入検査等を行い、命令の履行を強く求めます。なお、期限までに命令が履行されない場合は、許可取消などの行政処分を検討します。